

# 仕様書

## 1 業務名

「令和7年度さっぽろ子ども食品Gメン体験事業」運営及び取材等業務

## 2 契約期間

契約締結日から令和7年9月30日（火）まで

## 3 業務目的

「令和7年度さっぽろ子ども食品Gメン体験事業実施要領」（別紙1）について、子ども向け情報誌「エコチル」を活用し、参加者の募集、実施結果及び普及啓発の広報を行うことで、本事業の対象者である小学校中高学年の児童及びその保護者に対し、広く事業の周知を図り、効率的及び効果的に事業を実施するため、事業の運営、同行取材等業務を委託する。

## 4 業務内容

### (1) 事前

ア 情報誌「エコチル」における参加者募集記事の作成・掲載

イ 参加者の募集

(ア) 応募者の受付・抽選・選考

(イ) 参加者との連絡調整

(ウ) 参加者の保険加入

(エ) 参加者の名札・子ども用の1日食品Gメン証の作成

ウ 参加者（子ども及び保護者用）アンケートの作成

エ 移動用バス等の手配

オ オリエンテーションの企画及び付随業務

カ 見学施設との調整

キ 運営マニュアルの作成

### (2) 当日

ア 司会進行

イ 同行取材

ウ 体験様子の動画撮影（※）

エ 着ぐるみ要員

### (3) 事後

ア 「令和7年度さっぽろ子ども食品Gメン体験事業」体験レポート記事の作成（別紙2）

イ 情報誌「エコチル」における実施結果記事及び普及啓発記事の作成・掲載

ウ 業務報告書の作成

エ (2) ウで撮影した動画編集（※）

### (※) 動画の撮影・編集について

#### (1) 撮影内容

ア 体験の様子（現地見学、Gメン体験、クイズ等）について、動画撮影すること。

イ 撮影した動画は、15分～20分程度の時間で編集すること。

## (2) 映像の字幕

- ア 映像作品には聴覚障がい者でも理解できるような字幕を付けること。
- イ 字幕や文字の色は背景色とのコントラスト比 4.5 : 1 を確保すること。

## (3) 映像の内容

ナレーションやテロップを挿入すること。また、映像のイメージにあった BGM および効果音を付けること。

## (4) 映像の規格

画角（アスペクト比）を 16 : 9、画質のクオリティをハイビジョン（1080 p 相当）とすること。

## (5) その他

完成までに複数回内容の確認を行うため、映像の構成を含めて随時確認する機会を設けること。

## 5 成果品

- (1) 参加者募集、実施結果及び普及啓発記事掲載の情報誌「エコチル」
- (2) 名札・食品Gメン証の見本、アンケート用紙、運営マニュアル等作成物（紙ベース 2部、電子データ一式）
- (3) 「令和7年度子ども食品Gメン体験事業」体験レポート記事（紙ベース 2部、電子データ一式）
- (4) 業務報告書（紙ベース 2部、電子データ一式）
- (5) 撮影動画について、DVD 原版 1枚及び複製 1枚を納品するものとする。（原盤については、コピーガード処理を行わず、コピー可能とする。）

## 6 成果品納入期限

令和7年9月30日（火）

## 7 納入場所・検査場所

保健福祉局保健所食の安全推進課（中央区大通西19丁目 WEST19ビル 3階）

## 8 完了及び部分完了

- (1) 受託者は、本業務を完了したときは、すみやかに当該委託業務の成果品を委託者に提出し検査を受けなければならない。
- (2) 部分完了について検査を受ける場合も上記(1)を準用する。

## 9 手直し

受託者は、本業務が完了したとき、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、すみやかに、訂正、補足、その他必要な措置をとらなければならない。

## 10 秘密の保持

本委託業務の実施にあたって知り得た情報を他に漏らしてはならない。

## 11 その他

- (1) 受託者は、本業務の処理について業務処理責任者及び主任技術者を定め、委託者に通知するものとする。業務処理責任者又は主任技術者を変更した場合も同様とする。
- (2) 業務処理責任者と主任技術者とは、これを兼ねることができるものとする。
- (3) 受託者は契約締結後すみやかに業務日程表を作成し、委託者の承諾を得なければならない。
- (4) 業務に関して委託者から意見を求められた場合は、専門的立場から適切な助言を行なうこと。
- (5) 受託者は、関係法規、規則等諸法令を遵守すること。
- (6) 本業務の履行においては、委託者である札幌市が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (7) 本業務の履行において疑問が生じたときは、必ず委託者の指示を受けて実施すること。
- (8) 受託者は、業務完了後速やかに委託者に対して「完了届」を提出すること。
- (9) 仕様書に定めのない事項については、委託者・受託者双方の協議のうえ、これを定めること。
- (10) 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

## 12 業務担当者

保健福祉局保健所食の安全推進課      布見      電話 011-622-5170